

## 性能向上計画認定・基準適合認定の申請手数料算定について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条性能向上計画認定または、第36条基準適合認定の認定申請を提出するにあたり、申請区分、対象床面積及び申請手数料算定は、下記の通りで相違ありません。

市川市長

平成 年 月 日

申請者又はその代理者

(氏名)

印

※自署の場合捺印を省略できます。

- 1 : 技術的審査（適合証）の有無について 有 無
- 2 : 認定の種類 29条性能向上計画認定（容積率特例）・29条性能向上計画認定（住戸認定）・36条基準適合認定  
29条性能向上計画変更認定
- 3 : 確認の特例（法第30条第2項） 有 無
- 4 : 手数料一覧表を確認し、下記の表に記入して、申請の提出時に一緒にご提出ください。

申請の種類		規模	金額
住宅	戸建て : 延面積	m <sup>2</sup>	円
	建築物全体 : 延面積	m <sup>2</sup>	円
	住戸の部分（29条のみ） : 認定の必要な住戸数	戸	円
非住宅	建築物全体 : 延面積	m <sup>2</sup>	円
複合建築物	住宅部分（住戸部+共用部） : 延面積	m <sup>2</sup>	円
	住戸の部分（29条のみ） : 認定の必要な住戸数	戸	円
	非住宅部部分 : 延面積	m <sup>2</sup>	円
合計			円

※29条の認定において、住戸認定と建物全体の同時の申請の場合は、それぞれの合算となります。

建築物省エネ法 認定申請手数料

(円)

申請の種別				技術審査を受けたもの	技術審査を受けていないもの（直接申請）	
					モデル建物法 仕様基準	標準入力法 主要室入力法 性能基準
29条 性能向上 計画認定	住宅部分	一戸建ての住宅	～200㎡	5,000		36,000
			200㎡超	5,000		40,000
		共同住宅等における 一の住戸	4戸以下	10,000		73,000
			5～15戸以下	21,000		122,000
			16～45戸以下	47,000		209,000
			46戸以上	85,000		299,000
		共同住宅等	300㎡未満	10,000		73,000
			300㎡～2000㎡未満	21,000		122,000
			2000㎡～5000㎡未満	47,000		209,000
			5000㎡以上	85,000		299,000
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	92,000	242,000	
		300㎡～2000㎡未満	28,000	155,000	392,000	
		2000㎡～5000㎡未満	85,000	251,000	559,000	
		5000㎡～10000㎡未満	135,000	328,000	689,000	
10000㎡～25000㎡未満		171,000	395,000	815,000		
25000㎡以上		213,000	463,000	929,000		
36条 基準適合認定	住宅部分	一戸建ての住宅	～200㎡	5,000	18,000	36,000
			200㎡超	5,000	20,000	40,000
		共同住宅等	300㎡未満	10,000	35,000	73,000
			300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000
			2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	209,000
			5000㎡以上	85,000	166,000	299,000
	非住宅部分	300㎡未満	10,000	92,000	242,000	
		300㎡～2000㎡未満	28,000	155,000	392,000	
		2000㎡～5000㎡未満	85,000	251,000	559,000	
		5000㎡～10000㎡未満	135,000	328,000	689,000	
		10000㎡～25000㎡未満	171,000	395,000	815,000	
		25000㎡以上	213,000	463,000	929,000	

※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。

※ 確認の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算されます。

※ 建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算されます。